当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け北海道開発局長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所（当該者が特定建設工事共同企業体である場合においては、同別記の⑾）において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局事業振興部工事管理課企画係（〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　電話（代表）011―709―2311　内線（5480））においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑰　受注者の責めにより、提案された技術提案を実行することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⑱　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⑲　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kenichi Yamamoto, Director of Development Administration Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Obihiro Second Local Government building

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 2 : 00 p.m. 30 November 2016

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 30 January 2017 (tenders brought with 12 : 00 p.m. 30 January 2017 or submitted by mail 12 : 00 p.m. 30 January 2017)

⑹　Contact point for tender documentation : Tooru Tsuchiya Contracts Section, Government Buildings Administration Division, Government Buildings Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, North 8, West 2, Kita-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5715

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、求める技術提案を最大３提案として評価を行う「技術提案簡易評価型」の試行工事である。

平成 28 年 10 月 28 日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　大西　亘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　H28川俣ダム周辺部補強工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　栃木県日光市川俣地先

⑷　工事内容

法面工　１式

アンカー工　左岸Ａ部　49本

アンカー工　左岸Ｂ部　35本

アンカー工　右岸Ｃ部　23本

右岸擁壁補修工　１式

仮設工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成32年９月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約100㎥、鉄筋　約30ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）

⑾　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページにより公表する。

⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒂　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

また、本方式の実施方式としては、イ「単価個別合意方式」（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）ロ「包括的単価個別合意方式」（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が「単価個別合意方式」を選択した場合において、協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、「包括的単価個別合意方式」を適用するものとする。

なお、受注者が「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒃　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

⒄　本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題並びに新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議」の設置対象工事である。

⒅　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。

⒆　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。

⒇　本工事は、求める技術提案を最大３提案として評価を行う「技術提案簡易評価型」の試行工事である。